

栃木県労働基準協会連合会

平成24年10月1日

発行

(社)栃木県労働基準協会連合会

〒321-0933 栃木県宇都宮市築瀬町1958-1 栃木県建設産業会館4階

TEL:028-678-2771 FAX:028-678-2775 Email: info@tochikiren.or.jp

http://www.tochikiren.or.jp

第3号

発行人

細谷正英

印刷 鈴木印刷株式会社

contents

栃木労働局長から児童労働禁止の周知の協力要請	1
平成24年度全国労働衛生週間	2
栃木労働局人事異動	2
年少者使用の際の留意点～児童労働は原則禁止!!～	3
急増する労働災害に歯止めを!	4
栃木労働局において交通防災防止関係機関連絡協議会を開催	4
栃木県自殺対策連絡協議会が開催されました。	4
労働災害発生状況(平成24年7月末現在)	5
RSTトレーナー会栃木県支部が解散	5

新規起業事業場就業環境整備事業	6
平成24年度 産業保健セミナー予定表	8
全基連情報 ご存知ですか?「特別な休暇制度」	8
地区労働基準協会めぐり③	9
地区労働基準協会情報	10
栃木県最低賃金	11
平成24年度各種技能講習等実施計画表(10～1月)	12
編集後記	12

栃木労働局長から児童労働禁止の周知の協力要請

本年8月6日、群馬県の中学校体育館改修工事において、足利市内の中学生が作業中に倒れてきた壁の下敷きとなり、死亡するという痛ましい災害が発生しました。労働基準法では満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの児童を労働者として使用することを所轄労働基準監督署長の許可を得た場合を除いて禁止しています。特に、建設業や製造業などの工業的事業については、所轄労働基準監督署長の許可の対象から除外されているため、どのような場合であっても、禁止されています。

しかし、今般、この災害発生がきっかけとなり、児童が建設現場で働いていた実態が明らかになり、児童労働等に対する事業主の遵法意識や法令の周知について多くの疑問が投げかけられました。

そこで、栃木労働局では「児童労働等に係る労働基準法の周知について」9月19日付け栃木労働局長名で、当栃木県労働基準協会連合会長をはじめ、栃木県経営者協会会長や栃木県建設業協会会長など県内主要20団体の長あてに、労働基準法の周知について協力依頼の文書を出しました。

当栃木県労働基準協会連合会には、同日、栃木労働局労働基準部

の中野晴夫監督課長が訪れ、細谷正英専務理事に協力依頼文書を手渡しました。(写真)

中野監督課長は「労働基準協会の会員事業場で児童に労働させているところはないと思うが、この機会に法令をしっかりと周知していきたい。」と語っていました。

栃木労働局長の協力依頼文は次のとおりです。

栃勞発基第508号の3
平成24年9月19日

(社)栃木県労働基準協会連合会長 殿

栃木労働局長

児童労働等に係る労働基準法の周知について
(協力依頼)

日頃より、労働基準行政の推進に当たり、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、去る8月6日、体育館の耐震改修工事中に、崩れてきた壁の下敷きとなり、足利市内の中学3年生(14歳)が死亡するという、大変に痛ましい災害が発生しました。

労働基準関係法令では、満15才に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの児童(以下「児童」という。)について、製造業、建設業、運輸交



通業などの工業的事業で労働者として使用することを禁止し、工業的事業以外の非工業的事業においても、所轄労働基準監督署長の許可を受けた場合を除いて禁止しています。

また、非工業的事業における所轄労働基準監督署長の許可については、児童の健康及び福祉に有害でなく、かつ、その労働が軽易なものであって、満13歳以上の児童を修学時間外に使用する場合に限って、これを認めることにより児童の健康及び福祉の確保について、特別の保護を図っています。

しかしながら、今回の災害は、法令で禁止されている建設工事現場で使用していた状況下で発生したものであり、遵法意識はもとより、児童の健康及び福祉を確保するという意識を著しく欠いていたもの

と言わざるを得ません。

このため、栃木労働局では、労働基準関係法令における児童労働等に関する保護規定について、改めて事業主に対して周知の徹底を図ることといたしました。

つきましては、貴団体におかれましては、別添の関係法令等参考資料（以下「資料」という。）もご活用いただきながら、本要請文及び資料中の「周知用チラシ」の広報誌等への掲載、各種機会における配布等によりまして、貴会員に対する周知に、特段のご配慮を頂戴いたしたく、お願い申し上げます。

なお、本件につきまして広報誌等に掲載頂きました際には、当該広報誌等の写しを同封の返信封筒によりご送付頂きますよう、併せてお願い申し上げます。

平成24年度全国労働衛生週間

趣旨

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第63回を迎えます。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割をはたしてきたところです。

我が国における業務上疾病は被災者は長期的には減してきたものの近年は横ばいとなっており、昨年は7,779人と前年と比べ4%減少しました。一方、一般定期健康診断の結果何らかの所見を有する労働者の割合が平成23年は52.7%とやや上昇したほか、印刷業での胆管がんの発生が問題となるなど職場での健康リスクは依然として存在しています。

また、我が国の自殺者3万人超のうち、約2,700人が勤務問題を原因・動機の一つとしていること、メンタルヘルス上の理由により休業又は退職する労働者が少なからずいること、精神障害等による労災認定件数が高い水準で推移していること等から、職場におけるメンタルヘルス対策の取組みが重要な課題となっています。

第11次労働災害防止計画は今年が最終年となることから、以上の状況を踏まえ、その目標達成に向

けて、事業者等が労働者の健康障害の防止、健康診断の結果に基づく措置の実施の促進等に着実に取り組み、健康を確保する必要があります。また、事業者や管理監督者、産業保健スタッフ等によるメンタルヘルスケアの積極的推進により、労働者がメンタルヘルスに関する措置を受けられる職場を実現することが求められています。

さらに、労働者の健康確保と快適な職場環境の形成を図る観点から、受動喫煙のない職場の実現を図ることが重要です。

このような観点から、今年度は、「心とからだの健康チェック みんなで進める健康管理」

をスローガンとして10月1日から同7日まで全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとしています。

期間 10月1日から10月7日まで
全国労働衛生週間の実効を上げるため、9月1日から同30日までを準備期間としています。

主唱者 厚生労働省、中央労働災害防止協会

栃木労働局人事異動

()内は旧官職

◎平成24年9月10日発令

《総務部》総務部長 五百旗頭 千奈美（厚生労働省労働基準局勤労者生活課長補佐）

◎平成24年9月21日発令

《労働基準部健康安全課》健康安全課長 小倉 一夫（栃木労働局労働基準部賃金室長）

年少者使用の際の留意点 ～ 児童労働は原則禁止!! ～



労働基準法では、児童の健康及び福祉の確保等の観点から、原則として満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの児童(以下「児童」という。)を労働者として使用することを禁止しています。また、満18歳未満の年少者(以下「年少者」という。)についても、同様の観点から、その就業に様々な制限を設けて保護を図っています。

事業主や関係者の皆様におかれては、このような趣旨を十分にご理解いただき、児童及び年少者の健康及び福祉の確保等に特段のご配慮をお願いします。

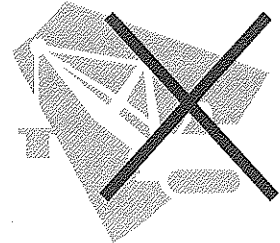


《 労働基準法における未成年者・年少者・児童の区分と保護規定 》

区 分	保 護 規 定
未成年者(満20歳に達しない者)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未成年者の労働契約締結の保護(第58条) ・ 未成年者の賃金請求権(第59条)
年少者(満18歳に満たない者)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年齢証明書等の備え付け(第57条) ・ 労働時間・休日の制限(第60条) ・ 深夜業の制限(第61条) ・ 危険有害業務の就業制限(第62条)(※1) ・ 坑内労働の禁止(第63条) ・ 帰郷旅費(第64条)
<u>児童(満15歳に達した日以後最初の3月31日が終了するまでの者)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用禁止(第56条)(※2)

※1 危険有害業務の就業制限又は禁止業務(例示)

- ・ 重量物の取扱い業務
- ・ 運転中の機械等の掃除、検査、修理等の業務
- ・ ボイラー、クレーン、2トン以上の大型トラック等の運転又は取扱いの業務
- ・ 深さが5メートル以上の地穴又は土砂崩壊のおそれのある場所における業務
- ・ 高さが5メートル以上で墜落のおそれのある場所における業務
- ・ 足場の組立等の業務
- ・ 大型丸のこ盤又は大型帯のこ盤に木材を送給する業務
- ・ 感電の危険性が高い業務
- ・ 有害物又は危険物を取り扱う業務
- ・ 著しくじんあい等を飛散する場所、又は有害物のガス、蒸気若しくは粉じん等を飛散する場所又は有害放射線にさらされる場所における業務
- ・ 著しく高温若しくは低温な場所又は異常気圧の場所における業務
- ・ 酒席に侍する業務
- ・ 特殊の遊興的接客業(バー、キャバレー、クラブ等)における業務
- ・ 坑内における労働 等



※2 最低年齢

- (1) 満13歳以上の児童については、非工業的業種に限り、①健康及び福祉に有害でないこと、②労働が軽易であること、③修学時間外に使用すること、④所轄労働基準監督署長の許可を得ること等により使用することができます。
- (2) 満13歳未満の児童については、映画の製作又は演劇の事業に限り、上記の①～④の条件を満たした上で使用することができます。

詳しくは、最寄りの労働基準監督署、栃木労働局監督課又は
栃木労働局ホームページ(<http://tochigi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)でご確認下さい。

急増する労働災害に歯止めを！

栃木労働局労働基準部健康安全課

今年、第11次労働災害計画の最終年という節目の年であることから、今年の栃木県内の労働災害につきましても、大幅な減少を期待し、少なくとも減少傾向を維持すべく、局署連携して、各種災害防止対策を積極的に推進しているところです。

しかしながら、全国安全週間を終えた7月末までの栃木県内における休業4日以上労働災害は、全産業で948件と、対前年よりも148件増え、18.5%の増加率になり、前月よりも2%増加率が上昇しております。

今年、昨年、東日本大震災及び計画停電等により産業活動の停滞があった反動に加え、復興需要等による生産活動の回復や、復旧工事が本格化していること等も影響しているものと考えられますが、他の

震災の影響を大きく受けた県や、関東近県の災害の発生動向を見ますと、増加傾向にはあるものの、月を追う毎にその増加率は低下しているところです。

栃木県内の労働災害の動向がこのまま推移した場合、近年にない災害の発生件数になる可能性があることに加え、死亡災害の増加や重大災害の発生が懸念されることです。

栃木労働局では、本年後半に向け、なんとかそのような事態を避けたいと考えておりますが、就労の場で不幸な労働災害を出したくないという願いは皆様も同じだと思います。

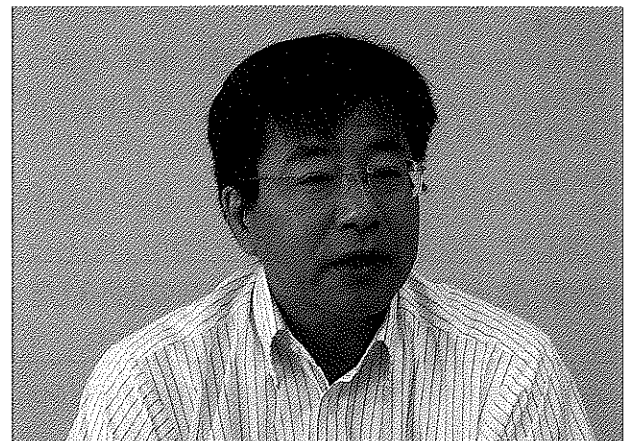
各企業におかれましては、改めて災害要因となる危険な状態の排除、安全作業手順の遵守等、安全に配慮した職場環境の一層の整備をお願いします。

栃木労働局において交通労災防止関係機関連絡協議会を開催

平成24年7月5日 宇都宮第二合同庁舎において国交省栃木運輸支局、栃木県くらし安全安心課、栃木県警本部交通部企画課、栃木県安全運転管理者協議会、各災害防止団体、栃木労働局ほかが出席して、開催されました。

冒頭、挨拶に立った竹田紀稔労働基準部長は、昨年は死亡災害は減少したが、県下の休業4日以上の死傷災害は1,700件台で推移し、今年も5月末で昨年同期比で92件増加の646件発生し、16.6%増加しており看過できない。うち交通労働災害は132件で大幅な減少を期待しているが、望み薄である。県内の労働時間は全国平均よりも長く、道路貨物運送業の監督違反率も栃木県は全国平均に比して2.4ポイント高い83.3%にのぼり、告示違反も6.1ポイント高い68.8%と高く、労務安全管理が行き届いていない状況にあり、交通労働災害を防止する体制になっていない、と厳しく指摘し、今後も監督・指導を強めていくので各機関・団体はそれぞれの活動で事業者指導を徹底されたい、と挨拶しました。

続いて、労働局の担当課長から指導・取り組み概



挨拶する竹田紀稔労働基準部長

要が説明され、また、栃木運輸支局・県警、出席団体からそれぞれの取り組み等が紹介され、情報交換を行いました。

特に陸上貨物運送事業労災防止協会は、交通労災事故が増加しているが顕著な傾向や原因は見当たらないので広範囲な指導が必要なことを指摘していました。

栃木県自殺対策連絡協議会が開催されました。

7月26日県庁講堂において、栃木県医師会や健康保険組合連合会など44機関・団体の代表者が出席して協議会が開かれました。

自殺者が1年間に全国で3万人超え、県内でも530人にのぼっており、自殺防止対策の推進のために情報を共有し連携を図ることを確認しました。

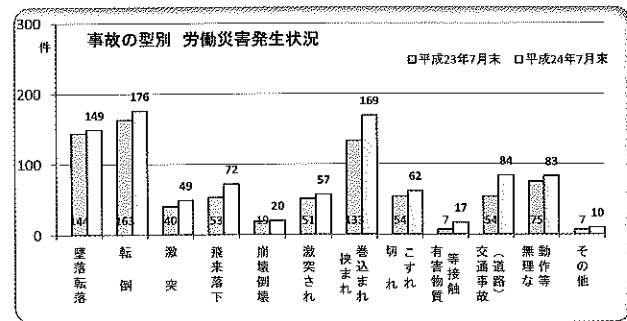
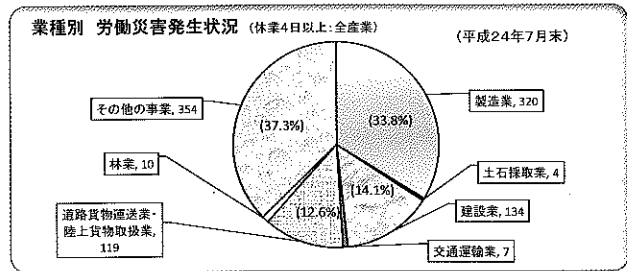
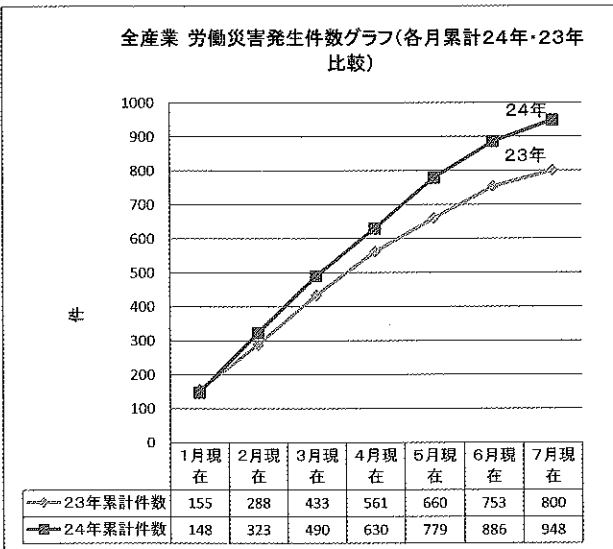
会議では、中村好一自治医科大教授の会長辞任に伴い、新会長に衛藤進吉氏（栃木県精神衛生協会）、副会長に大橋房子氏（栃木のいのちの電話）を選出し、自殺対策強化事業等について説明・意見交換を行いました。

[栃木労働局健康安全課]

労働災害発生状況 (平成24年7月末現在)

概要

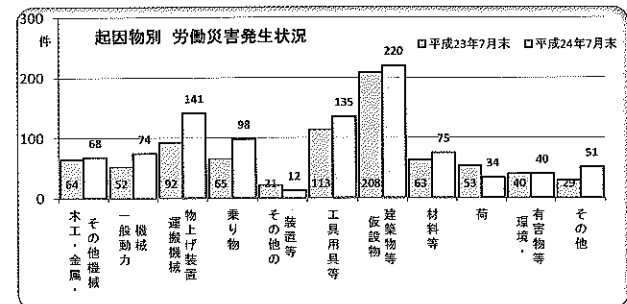
- 休業4日以上之死傷災害は前年同期と比べて+ 18.5%と大幅に増加、死亡災害は前年同期と比べて5人減少
- 特に、死傷災害では食料品製造業(+ 80.0%) 金属製品製造業(+ 40.5%) 道路貨物運送業・陸上貨物取扱業(+ 25.3%) 等で大きく増加



業種別労働災害発生状況 (7月末)

区分	平成 23 年		平成 24 年		対23年比
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	
全産業	800	12	948	7	18.5%
製造業	234	2	320	0	36.8%
建設業	126	5	134	3	6.3%
道路貨物運送業 陸上貨物取扱業	95	2	119	1	25.3%
その他の事業	328	3	354	3	7.9%

注) 休業4日以上之死傷報告書による統計で、死傷者数のなかに死亡者数を含む。



RST トレーナー会栃木支部が解散しました。

RSTトレーナーは昭和48年の当時の労働省通達で、職長教育の講師と位置付け、中災防の講座を修了したRSTトレーナーがこれまでに10万人以上輩出し、現在も講座は継続して開催されています。

そのトレーナーを会員とした全国組織が昭和51年に設立され、研修講座の開催や機関誌「RSTトレーナー」を発行し、37都道府県に支部を持ち、一時は会員を2,000名以上擁していました。栃木県内では平成10年2月に「RSTトレーナー会栃木県支部」が設立され、研修会や見学会などの活動を行ってきました。事務局は当初は当連合会が担当していましたが、途中、東京電力栃木支店に移り、昨年から再び当連合会が担当していました。

しかし、RSTトレーナー会の本部が、会員の半減や新規会員の入会不調、財政危機、役員問題等を理由に本年6月14

日の全国総会を以て解散し、地方組織も消滅いたしました。

当栃木県支部(熊倉光一郎支部長)は解散の情報がいった本年3月から、会員アンケートや幹事会を開催して、活動を引継ぐ団体の発足を模索してきましたが、栃木県支部においても退会が相次ぎ、会員が減少し、アンケートでも活動継続は少数にとどまったことから、本年6月27日に幹事会、総会を開催して、賛成多数で支部解散を決定し、活動に終止符を打ち、会員は今後、所属企業や地区の安全衛生団体等において、より一層傾注することとなりました。

長年にわたり、RSTトレーナー会栃木県支部に御協力をいただいた、関係各位に厚く御礼申し上げます、事務局を閉めさせていただきます。

誠にありがとうございました。御安全に。

(旧役員・事務局一同)

[全基連情報]
新規起業事業場就業環境整備事業

新しい会社の労働条件や安全衛生の体制づくりで困っていませんか
 お知らせ下さい。

最近 (概ね 5 年以内)
 会社を興した
 異なる業種へ進出した
 分社した
 労働者を初めて雇った **事業主の皆さん!**

安心・安全な職場づくりを無料でお手伝いします。
 この事業では、次の活動をして皆さんの起業等を支援します。

(1) 労働条件や労働環境を整備するための情報を解説する [セミナー] を開催します。

起業した・成長分野へ進出した・業種を変更したなどの事業主の皆さんに参加していただき、業種や業態等のふさわしい労働時間や休日・休暇、安全衛生などの就業環境を整えるために必要な基本的な知識・情報を盛り込んだテキストを用いて解説します。
 事業主、労務担当者など、どなたでも参加でき、異業種交流も期待できます。

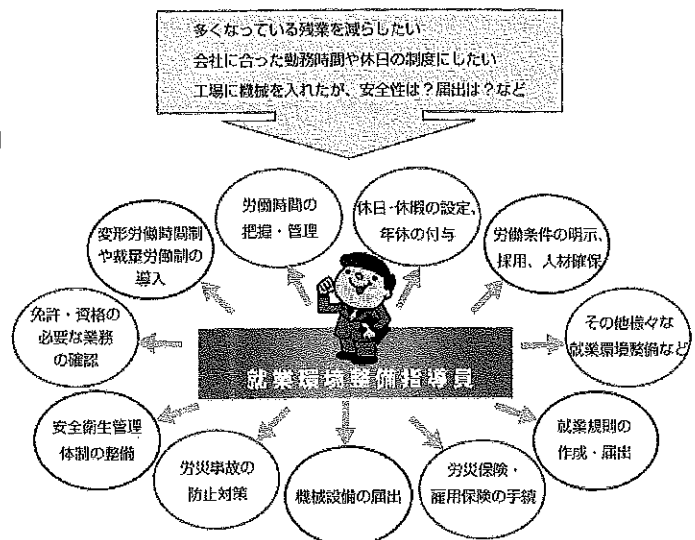
(2) 専門家が [個別に訪問してアドバイス] を行います。

労働時間制度や安全衛生管理などに詳しい専門家 (普及指導員) が訪問して、業態等に相応しい就業環境を整えるために必要な情報を提供するとともに、次のようなご相談にも応じ、具体的な対応策も助言します。

- | | |
|----------------------|-----------------|
| ①変形労働時間制・裁量労働制の導入の可否 | ②労働時間の適正把握・管理 |
| ③休日・休暇の設定、年次有給休暇の付与 | ④安全衛生管理体制の整備 |
| ⑤資格の必要な業務の確認と資格取得 | ⑥機械・設備の安全性の確保届出 |
| ⑦労働保険 (労災・雇用) の加入手続き | ⑧就業規則の作成届出 |
| ⑨労働条件の明示 など | |

これらの支援サービスを受けたい方は
 全基連栃木県支部 (当連合会が担当しています)
 に電話・ファクス等で御一報いただきますよう、御案内いたします。(担当・藤田)

電話 028-678-2771
ファクス 028-678-2775



起業した・分社した

5年以内に 異業種へ進出した 事業主の皆さん!

初めて人を雇った

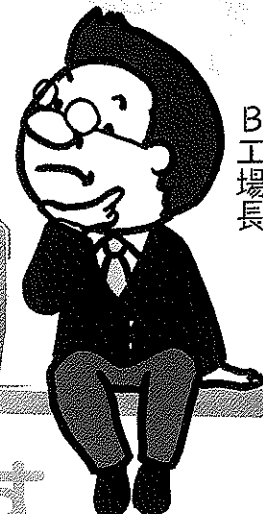
労働保険の加入手続きは
済ませておきたいが...

業態に相応しい勤務時間や
休日・休暇にしたい...

機械を入れた。
生産性が上がる。
でも安全性は?
届出は?



A社長
初めて人を雇った



B工場長
異業種へ進出した

安心・安全な

職場づくりを

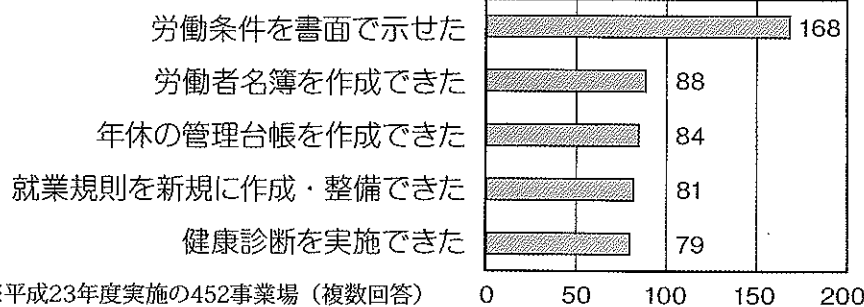
お手伝いします
(無料です)

従業員の
やる気をもっと
高めたい...



分社したC社長

こんな点が助かったとの声が寄せられています。



この事業は、厚生労働省の委託事業である「新規起業事業場就業環境整備事業」です。社団法人全国労働基準関係団体連合会が受託して企画運営しています。

社団法人全国労働基準関係団体連合会(全基連)

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-28-2

TEL03-5283-1030 FAX03-5283-1032

全基連

検索

平成 24 年度 産業保健セミナー予定表 (平成 24 年 11 月～ 12 月)

産業保健関係者や労務担当者の方々を対象に無料セミナーを開催しています。

	日 程	セミナー等の内容	講 師	開催場所
1	11月1日(木) 15:00～17:00	睡眠障害の基礎と職場教育	産業医学担当 倉富靖子 相談員	住友生命宇都宮ビル 5階共用会議室
2	11月2日(金) 15:00～17:00	メンタルヘルス事例検討会	メンタルヘルス担当 遠乗秀樹 相談員	住友生命宇都宮ビル 5階共用会議室
3	11月6日(火) 14:00～16:00	メンタルヘルス対策における産業看護職 の役割～看護の視点からの事例検討～	保健指導担当 高橋由紀子 相談員	住友生命宇都宮ビル 5階共用会議室
4	11月12日(月) 14:00～16:00	「自己理解」とメンタルヘルス不調予防	カウンセリング担当 岡本由利子 相談員	住友生命宇都宮ビル 5階共用会議室
5	11月15日(木) 15:00～17:00	特殊健康診断の見直しについて	産業医学担当 杉澤誠祐 相談員	住友生命宇都宮ビル 5階共用会議室
6	11月22日(木) 14:00～16:00	労働安全衛生関係法令の改正情報とリス クアセスメント(化学物質管理関係)	関係法令担当 大森良雄 特別相談員	宇都宮市文化会館 第2会議室
7	11月28日(水) 14:00～16:00	労働者の健康管理に必要な生活習慣病の 基礎知識	保健指導担当 塩谷里子 相談員	住友生命宇都宮ビル 5階共用会議室
8	12月7日(金) 15:00～17:00	メンタルヘルス事例検討会	メンタルヘルス担当 遠乗秀樹 相談員	住友生命宇都宮ビル 5階共用会議室
9	12月12日(水) 15:00～17:00	放射線の健康障害	産業医学担当 湯川 悟 相談員	住友生命宇都宮ビル 5階共用会議室
10	12月13日(木) 15:00～17:00	労働安全衛生法の改正情報(職場におけ る受動喫煙対策)	産業医学担当 森島 真 相談員	住友生命宇都宮ビル 5階共用会議室
11	12月14日(金) 14:00～16:00	職場復帰支援 事例と対応	カウンセリング担当 坂寄和弘 特別相談員	住友生命宇都宮ビル 5階共用会議室

* 費用、定員：無 料、30名(先着順)

* セミナー内容：当センターホームページをご覧ください <http://www.tochigisanpo.jp/>* 会 場：開催場所に記載 各会場の住所は次のとおり
・住友生命宇都宮ビル(宇都宮市大通り1-4-24)
・宇都宮市文化会館(宇都宮市明保野町7-66)

* お申し込みは：FAX 028-643-0695 Eメール info@tochigisanpo.jp

* お問合せは：栃木産業保健推進センター TEL 028-643-0685

* 日程・開催場所等変更の場合には、ホームページ、メールマガジン等でお知らせいたします

全基連情報

ご存知ですか? 「特別な休暇制度」

休日や休暇制度については労働基準法や育児休業法などに最低の定めがありますが、ボランティア活動や裁判員制度にも参加したいし、病気や不測の事件・事故の際に年次有給休暇を利用するのは、心身の健康を保持した上で休暇を利用するという本来の目的に添わず、もっと手厚い休暇制度があればいいな、とお思いの方も少なくないのではないのでしょうか。

「特別な休暇制度」は、結婚休暇や忌引き休暇などで、すでに多くの事業場でその一部が実施されているものもあります。

⇒

地区労働基準協会めぐり③ 足利労働基準協会

足利環状線を朝倉町三丁目の交差点から東に少し入ると、閑静な住宅街に写真のような、(一社)足利労働基準協会の事務所が見えてきました。

足利協会は昭和22年9月に県内のトップを切って今市協会と同時期に発足し、事務所は足利監督署の近くを転々とし、昭和61年に足利商工会議所北事務所ビルの一室に落ち着き、平成17年に現在の事務所を市内朝倉町に新築しました。

専務理事の金子 保さんは、平成10年から事務局の責任者として事務所建設や公益法人化など最近の協会の屋台骨を作ることに腐心してきたそうです。

「どうせやらなきゃならないなら、すぐに実行する」のがモットーで、一般社団法人化へも労働基準協会では全国で最も早く移行しました。

現在の課題は10年目になる「プラン21足利労働災害半減運動」の見直しを含めた運動の継続・修正等の検討だそうです。

足利署管内の災害件数は減少傾向がにぶり、メンタルヘルス対策やリスクアセスメントなどプラン21の開始時期には無かった課題が出てきたので、行政の方向や会員事業場の意見などを調整して、半減運動を新たな段階に進化させたいとのことでした。

写真のようにいたって健康そうにお見受けいたしました。奥さまの健康管理が効いているようでもありました。「特に趣味というのはないです。」とのことでしたが、2人のお孫さんがいて、特に「2歳の孫の相手をするのが楽しみ」とのことでした。毎月、会長さんに業務状況を報告しているそうですが、会合などには事業主さんの出席が多く、協会活動に理解が深いので協会の運営は順調とのことでした。

書記の新井香織さん(写真向かって右)は健康診断と事務組合用務を担当しています。昨年誕生した長男がハイハイをするようになったので、目が離せない(8月上旬の取材時)とのこと、御主人はイクメンだそうです。平日は保育園に預けているので、休日は主婦業でたいへんです、と言っていました。やつれては見えませんでした。美味しいものを食べるのが好きだけど、ダイエットもしたい、と笑っていました。

写真向かって左の阿蔵(あぞう)弘恵さんは、「勤め出ししてから4・5年になります。教育事業と用品関係を担当しています。会員事業場の皆さんにはよくしていただいて、楽しく仕事をしています。」とのことでした。趣味はコストコ(?)へ行ったり、ネットのオークションで掘り出し物を探すことで、御主人とも買い物を楽しんでいるそうです。

金子専務は「新井さんが産休のときに、広い守備範囲をこなしてくれたので、助かりました、本人も仕事の幅が広がったと思います。」とっておりました。

写真でも伺えますが、笑い声の絶えない素敵な事務所でした。



足利労働基準協会の事務所全景

⇒

厚生労働省では、法律の休日・休暇の枠を超えて、より手厚く、利用しやすい休暇制度を周知・普及させる目的で、この度、「特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及のための広報事業」を委託事業として、事業全体を東京海上日動リスクコンサルタント(株)(TRC)が受託しましたが、このうち特別休暇をテーマとするセミナー(「特配セミナー」という)と制度の広報事業を全基連が共同で受託しました。

栃木県内における特配セミナーは、10月15日(月)に栃木市文化会館で開催されます。(詳細はTRCのホームページ「特別な休暇制度」で検索可、申込電話0282-24-7766、栃木労基署) 広報活動は各地の説明会や研修会においてリーフレットを配布し説明することとしております。「特別な休暇制度」についてご理解をお願いいたします。

地区労働基準協会情報

(社) 宇都宮労働基準協会 (028-633-4133)

- ① 10月13日(土) THP ウォーキング大会
真岡井頭公園
- ② 10月18日(木) リスクアセスメント実務研修会
栃木県護国国会館
- ③ 11月2(金)・3日(土) プレス金型取替等特別教育
㈱クボタほか
- ④ 11月8(木)・9日(金) 県外優良事業場視察研修会
あきる野市
- ⑤ 11月19日(月) 永年勤続従業員表彰式
アピア
- ⑥ 12月7(金)・8日(土) 産業用ロボット特別教育
㈱クボタ

(一社) 足利労働基準協会 (0284-73-6660)

- ① 10月13日(土) 健康づくりウォーキング大会
(足利七福神めぐり)
- ② 10月20日(土) 粉じん作業特別教育
足利市民プラザ
- ③ 11月2日(金) 災害事例検討会
足利市民プラザ
- ④ 11月14日(水) 足利地区産業安全衛生大会
足利市民プラザ
- ⑤ 12月1日(土) リスクアセスメント実務研修会
足利市民プラザ
- ⑥ 12月8(土)・9日(日) プレス金型取換等特別教育
ミコトマシナリー(㈱)他

(一社) 栃木労働基準協会 (0282-24-7758)

- ① 10月11日(木) 粉じん作業特別教育
栃木市文化会館
- ② 10月15日(月) 定期健康診断有所見率改善のための
研修会(特配休暇セミナー併催)
栃木市文化会館
- ③ 10月18(木)・19日(金) 安全管理者選任時研修
栃木商工会議所
- ④ 10月22日(月) 「転倒」災害防止対策推進講座
栃木市ニューアプロニー
- ⑤ 11月16日(金) 栃木地区産業安全衛生大会
栃木市文化会館
- ⑥ 11月22日(木) リスクアセスメント実務研修会
栃木商工会議所
- ⑦ 11月15(木)～17日(土) 玉掛け技能講習
渡良瀬技能講習センター
小山講習所
- ⑧ 12月5日(水) 自由研削砥石取替え特別教育
栃木商工会議所
- ⑨ 12月7日(金) 「墜落」災害防止対策推進講座
岩舟町コスモスホール
- ⑩ 1月16(水)・17日(木) 職長特別教育
栃木商工会議所

(一社) 佐野労働基準協会 (0283-24-6470)

- ① 10月15日(月) 定期健康診断有所見率改善のための研修会
(特配休暇セミナー併催) 栃木市文化会館
- ② 10月16(火)・17日(水) 有機溶剤作業主任者技能講習
㈱人材学園 佐野市勤労者会館
- ③ 10月22日(月) 「転倒」災害防止対策推進講座
栃木市ニューアプロニー
- ④ 11月6日(火) 労務管理研究会「管外優良企業見学会」
プリDESTON(㈱)
- ⑤ 11月21(水)～23日(金) 玉掛け技能講習 那須クレーン教習所
佐野市勤労者会館
- ⑥ 11月27日(火) 佐野地区産業安全衛生大会
佐野市文化会館
- ⑦ 12月4(火)・5日(水) 職長教育
佐野市勤労者会館
- ⑧ 12月7日(金) 「墜落」災害防止対策推進講座
岩舟町コスモスホール
- ⑨ 12月13日(木) 労務管理講習会 佐野市勤労者会館
- ⑩ 1月16(水)・17日(木) プレス金型交換等特別教育
佐野市勤労者会館・㈱東輝
- ⑪ 1月23日(水) 交通労働災害防止対策推進講座
小山グランドホテル

(一社) 鹿沼労働基準協会 (0289-62-8633)

- ① 10月15日(月) 林業現場視察
鹿沼地区
- ② 10月18(木)・19日(金) 職長教育
鹿沼市職業訓練センター
- ③ 10月26日(金) 労働時事問題講演会
鹿沼商工会議所
- ④ 11月21日(水) 鹿沼地区産業安全衛生大会
鹿沼市民文化センター
- ⑤ 12月予定 クレーン運転特別教育
ボイラー・クレーン協会
- ⑥ 1月予定 新年祝賀会
場所未定
- ⑦ 1月予定 労務管理講習会
場所未定

(社) 塩那労働基準協会 (0287-22-7100)

- ① 10月19日(金) 塩那地区産業安全衛生大会
勝田屋
- ② 11月7(水)・8日(木) 職長教育
県北体育館
- ③ 11月13(火)・14日(水) はい作業主任者技能講習
林炎防栃木県支部
県北体育館
- ④ 11月12日(月) 玉掛業務従事者安全衛生教育
那須クレーン教習所
- ⑤ 12月5日(水) リスクアセスメント担当者研修
県北体育館

日光労働基準協会 (0288-21-2047)

- ① 10月20日(土) 日光地区 THP 推進協議会主催
ウォーキング大会
丸山公園周辺
- ② 11月15日(木) 日光地区産業安全衛生大会
株あさの
- ③ 11月28日(水) 研削といし取替え等の特別教育
日光市大沢公民館
- ④ 12月上旬 リスクアセスメント担当者研修会
未定
- ⑤ 12月11(火)～13日(木) アーク溶接等の特別教育
コベルコ教習所
- ⑥ 1月24日(木) フォークリフト運転業務従事者
安全衛生教育
日光市大沢公民館予定

(一社) 真岡労働基準協会 (0285-82-5185)

- ① 10月1(月)・2日(火) 産業用ロボット特別教育
真岡市公民館
- ② 10月5日(金) 安全管理者能力向上教育
真岡市公民館
- ③ 10月9(火)・10日(水) はい作業主任者技能講習
林炎防栃木県支部
真岡市公民館真岡西分館
- ④ 10月15(月)～18日(木) フォークリフト運転技能講習
林炎防栃木県支部
真岡市公民館
- ⑤ 10月27日(土) 真岡地区ウォーキング大会
市民公園集合、五行川岸
- ⑥ 11月7日(水) 研削といし取替え特別教育
真岡市商工会議所
- ⑦ 11月14日(水) 職長等に対する能力向上に準じた教育
真岡市公民館
- ⑧ 11月21日(水) 真岡地区産業安全衛生大会
グランドホテル静風
- ⑨ 11月29日(木) 荷役運搬機械等によるはい作業
従事者安全衛生教育
真岡市青年女性会館

安全<ん
ストレスと上手につきあおう!
【イラストレーター…ミヤジヒデタカ】

職業性
ストレスチェックリスト
 顔がよく痛くなる
 下痢や便秘をよくする
 臭気しくなることがある

最近調子が良くない
みたいだ！

あつて！
実はここが
納期の遅れ
不良品
.....

どうかしたのかい？

入浴やストレッチで
疲れを癒す
睡眠をしっかりとる
休息をとったり！

趣味
自分にとって対処法で
ストレスと上手に
つきあおう！
家族や友人と団欒
.....

日中生活の
中でストレスを
発散して！

栃木県最低賃金

現在 **700円**

↓
平成24年10月1日から

705円

- ★ 産業や職種にかかわらず、栃木県内で事業を営むすべての使用者及びその労働者に対して適用されます。
- ★ 最低賃金額以上の賃金を支払わない場合には、罰則が定められています。
- ★ 次の賃金は、最低賃金に算入しません。
 - ① 臨時に支払われる賃金
 - ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金
 - ③ 時間外割増賃金・休日割増賃金・深夜割増賃金など
 - ④ 精皆勤手当・通勤手当・家族手当

特定(産業別)最低賃金は、現在下表のとおりですが、平成24年12月31日発効に向けて改定の手続きを進めております。

塗料製造業	850
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具 製造業 (旧 一般機械器具製造業)	793
電子部品・デバイス・電子、回路、電気機械器具、情報通信 機械器具、製造業	793
自動車・同附属品製造業	797
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、 医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製 造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業 (旧 精密機械器具、医療用計測器製造業)	793
各種商品小売業	758

最低賃金引き上げの支援対策として業務改善助成金制度があります

詳しくは 栃木労働局賃金室 電話 028-634-9109

又は、最寄りの労働基準監督署まで

平成 24 年度各種技能講習等実施計画表 (10～1月)

栃木労働局長登録教習機関 (社) 栃木県労働基準協会連合会

実施月日	講習科目等	会場	締切	
10	10(水)～11(木)	安全管理者選任時研修	建設産業会館	9/ 26(水)
	15(月)～17(水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	〃	10/ 1(月)
	20(土)	出張特別試験	宇都宮大学	—
	22(月)～23(火)	有機溶剤作業主任者技能講習(真岡市)	芳賀建設会館	10/ 9(火)
	25(木)～26(金)	プレス機械作業主任者技能講習	建設産業会館	10/ 11(木)
	29(月)～30(火)	現場力向上のためのライン管理者コーチングセミナー(中災防主催)	〃	10/ 15(月)
11	5(月)～6(火)	有機溶剤作業主任者技能講習	建設産業会館	10/ 22(月)
	7(水)～8(木)	事業場内メンタルヘルス推進担当者養成研修(中災防主催)	〃	10/ 24(水)
	12(月)～13(火)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	〃	10/ 29(月)
	19(月)～20(火)	有機溶剤作業主任者技能講習(足利市)	足利市民プラザ/ 地場産業振興センター	11/ 5(月)
	26(月)～27(火)	乾燥設備作業主任者技能講習	建設産業会館	11/ 12(月)
12	3(月)～4(火)	有機溶剤作業主任者技能講習	建設産業会館	11/ 19(月)
	10(月)～12(水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	〃	11/ 26(月)
1	21(月)～22(火)	有機溶剤作業主任者技能講習	建設産業会館	1/ 7(月)
	24(木)～25(金)	安全衛生推進者等養成講習	〃	1/ 10(木)
	29(火)～30(水)	プレス機械作業主任者技能講習(足利市)	地場産業振興センター	1/ 15(火)

受講申込案内

◆申込方法・申込用紙につきましては当連合会のホームページに詳細・書式がございますので、ダウンロードしてご利用下さい。
※ インターネットがご利用できない方は直接お問い合わせ下さい。

URL【<http://www.tochikiren.or.jp>】

(社) 栃木県労働基準協会連合会 (平日9:00～17:00 土日祝は休業)

〒321-0933 栃木県宇都宮市築瀬町1958-1 栃木県建設産業会館4階

TEL: 028-678-2771 FAX: 028-678-2775 E-mail: info@tochikiren.or.jp

暑い夏でした。これを書いている9月3日の昨日、宇都宮では久しぶりに夕方から宵にかけてまとまった雨が降りました。1週間前の夕立の後も30℃前後と涼しくはならず、ベタついた暑さが残りましたが、昨日は壬生町の自宅で22℃(室内で)と奥日光並みの清涼感を味わいました。この3号が発送される9月下旬には、どんなシーンで秋本番を迎えているのか楽しみです。今秋は渇水にならず、台風が少なく、紅葉は鮮やかで、と念じながら。